

## 第 7 節 特別急行券の発売

(特別急行券の発売)

第 52 条 特別急行列車に乗車する旅客には、乗車日・列車・車両・座席及び乗車区間を指定して特別急行券を発売する。但し、旅客が乗車を申し出た列車が満席等のため座席の指定ができないときは、次の各号の 1 に該当する場合に限り旅客の承諾を得て乗車日・列車・乗車区間を指定し、座席の使用を条件としないで発売することがある。

(1) 座席予約装置端末機等の故障又は停電により、特別急行券を発売することができないとき

(2) 多客期において、輸送上乗車を制限することにより混乱が予測される場合で、社が特に承認したとき

(3) 特別急行列車が運行時刻より遅延したため、座席予約装置端末機等による特別急行券の発売を停止しているとき。ただし、遅延を理由に特別急行料金の払戻しの請求をしないことを承諾するときに限る。

2 特別急行列車の特別車両以外の 2 階建て車両の階下席（以下「階下席」という。）に乗車する旅客には、次の各号に定めるところにより、乗車日・列車・車両・座席及び乗車区間を指定して、特別急行券を発売する。

(1) 3 人以上 5 人以下（小児を含む。）で、同一区間を乗車する場合に限る。

(2) 前号にかかわらず幼児又は乳児を含めることにより 3 人に達する場合は、当該幼児又は乳児について第 59 条第 2 項第 4 号を適用することにより、発売人員に含めることができる。

3 特別急行列車の特別車両以外の 4 人対面固定席（以下「サロン席(R)」という。）・ 2 人対面固定席（以下「ツイン席(R)」という。）に乗車する旅客には、次の各号に定めるところにより、乗車日・列車・車両・座席及び乗車区間を指定して、特別急行券を発売する。

(1) サロン席(R)については、3 人以上 4 人以下で、ツイン席(R)については 2 人で同一区間を乗車する場合に限る。

- (2) 前号にかかわらず、幼児又は乳児を含めることによりサロン席(R)の人員が3人に達する場合又はツイン席(R)の人員が2人に達する場合は、当該幼児又は乳児について第59条第2項第4号を適用することにより、小児とみなし発売することができる。
- 4 旅客が車内で申し出た場合は、第1項但し書きの規定を準用する。
- 5 団体又は貸切旅客に対する特別急行券は、団体乗車券又は貸切乗車券により、第1項の事項を指定して発売することができる。
- 6 特別急行券を発売する際、特別急行列車が出発時刻に1時間以上遅延している場合（1時間以上遅延することが明らかな場合を含む。）は、旅客が到着時刻に1時間以上遅延した場合においても特別急行料金の払戻しの請求をしないことを承諾するときに限り特別急行券を発売する。

(特別急行券の乗継ぎ発売)

**第52条の2** 旅客が特別急行列車の運行形態等の事由により乗継ぎをする場合は、乗継駅での接続時分が30分以内に限り、1枚の特別急行券でキロ程を通算した特別急行料金により発売する。但し、特別車両(A)から特別車両(A)を乗り継ぐ場合を除く。

## 第 8 節 回数特別急行券の発売

(回数特別急行券の発売)

**第 53 条** 社が必要と認める場合は、同一料金区間を特別急行列車で乗車する旅客に対し、当該料金区間に有効な回数特別急行券を発売することがある。

## 第 9 節 特別車両券の発売

(特別車両券の発売)

**第53条の2** 特別急行列車の特別車両に乗車する旅客には、乗車日・列車・車両・座席及び乗車区間を指定して、特別急行券を発売する。

- 2 特別急行列車の特別車両(A)の6人対面固定席（以下「サロン席(A)」という。）に乗車する旅客には、前項に加えて次の各号に定めるところによる。

- (1) 4人以上6人以下で、同一区間を乗車する場合に限る。
  - (2) 前項にかかわらず、幼児又は乳児を含めることにより4人に達する場合は、当該幼児又は乳児について第59条第2項第4号を適用することにより、小児とみなし発売することができる。
- 3 特別急行列車の特別車両(B)の4人対面固定席（以下「サロン席(B)」という。）・2人対面固定席（以下「ツイン席(B)」という。）に乗車する旅客には、第1項に加えて次の各号に定めるところによる。
- (1) サロン席(B)については3人以上4人以下で、ツイン席(B)については2人で同一区間を乗車する場合に限る。
  - (2) 前号にかかわらず、幼児又は乳児を含めることによりサロン席(B)の人員が3人に達する場合又はツイン席(B)の人員が2人に達する場合は、当該幼児又は乳児について第59条第2項第4号を適用することにより、小児とみなし発売することができる。
- 4 旅客が特別車両券を所持しないで、全車両特別車両となる特別車両(A)又は特別車両(B)に乗車した場合は、車内において乗車日・列車・乗車区間を指定し、座席の使用を条件としない特別車両券(A)又は特別車両券(B)を発売する。

## 第10節 個室券の発売

(個室券の発売)

- 第53条の3 特別急行列車の特別車両(A)の個室に乗車する旅客には、次の各号に定めるところにより個室券を発売する。
- (1) 3人以上4人以下で、同一区間を乗車する場合に限る。
  - (2) 前項にかかわらず、幼児又は乳児を含めることにより3人に達する場合は、当該幼児又は乳児について第59条第2項第4号を適用することにより、小児とみなし発売することができる。
- 2 個室券は大和八木～伊勢市又は近鉄四日市～伊勢市を乗車区間に含む場合に限る。